

仕様書

1 業務の内容

大津市企業局をE T Cカード（以下「カード」という。）の法人会員に入会させ、当局からの申請によりカードを発行及び貸与し、当局が所有する車両が、有料道路等において当該カードを利用して通行した実績に基づき請求を行う。

2 件名

E T Cカードの使用に関する請負契約

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(ただし、本業務期間は60か月を予定している。)

4 法人会員

大津市企業局

5 利用台数

4台（契約期間中の台数の増減の可能性あり）

6 利用枚数

4枚（契約期間中の台数の増減の可能性あり）

7 年会費及び発行手数料（再発行を含む）

無料とする。

8 カードの発行にかかる条件

- (1) カード発行の申込みを受理した後、おおむね1週間でカードを発行すること。
- (2) 発行するカードには、クレジット機能及びキャッシング機能を有しないこと。

9 請求方法

- (1) カード使用後、速やかに請求に係る事務を処理し、月末締めの翌月請求で対応し、翌々月末日までの振込による支払い請求とすること。
- (2) 請求書には、カードごとの内訳明細を添付すること。

10 留意事項

- (1) 他の業者へ再請負しないこと。
- (2) 本契約の他、カードの発行（入会）、再発行、退会等の手続きに要する手数料は無料とすること。
- (3) 業務上の都合により定められた事項を変更する必要が生じた場合、協議の上、柔軟に対応すること。